

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

令和元年6月24日

京都市長 門川大作

京都市規則第13号

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則  
京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例（令和元年6月11日京都市条例  
第10号）の施行期日は、令和元年6月25日とする。

（都市計画局建築指導部建築指導課，同部建築審査課）